

高分子学会員の倫理に関する行動指針

高分子学会は、高分子科学および技術の進展と普及を通じて人類の発展、学術文化の向上に寄与することを目的とする。また、人類を取り巻く地球環境の持続的発展にも努める。

本会会員は、そのもてる知見と技術により、自らの使命と責任の重要性を自覚し、専門家、科学・技術者として、良識を基に誠実に活動するものとする。日本学術会議が公表している「科学者の行動規範」を遵守し、会員として恥じない行動が求められている。ここに、高分子学会として、「会員の倫理に関する行動指針」を定める。

1. 人類、社会、環境への配慮

会員は、高分子科学および技術が人類、社会活動に寄与していることを認識するとともに、地球環境に影響を与える可能性を認知する。研究活動および技術の普及を通じて、良心的に人類、社会、環境への配慮を行う。

2. 公平性の確保

会員は、本会の活動を行う上で、人種、宗教、国籍、性別、年齢などによって個人を差別せず、公平性を確保し、個人の自由と人格を尊重する。

3. 研究成果への信頼性と説明責任

会員は、自らの研究活動から得られる成果の記録・保存において誠実に行動する。また不正行為を起こさない環境設定にもつとめる。公開された研究成果については会員自ら説明責任を負う。

4. 知的財産権と公開性

会員は、他者の研究活動の成果を尊重するとともに、正当に評価する。また、著作権、特許などの知的財産権を尊重し、自ら携わる研究を社会に公開する努力を行う。

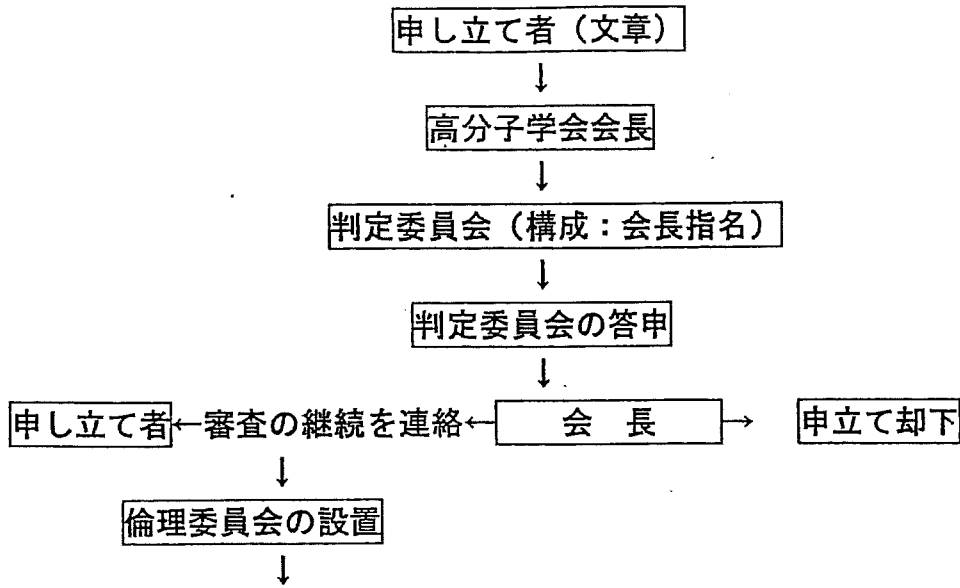
5. 法令の遵守

会員は、研究活動を行うにあたり、関連法令や関係規則をよく理解し、これを遵守する。

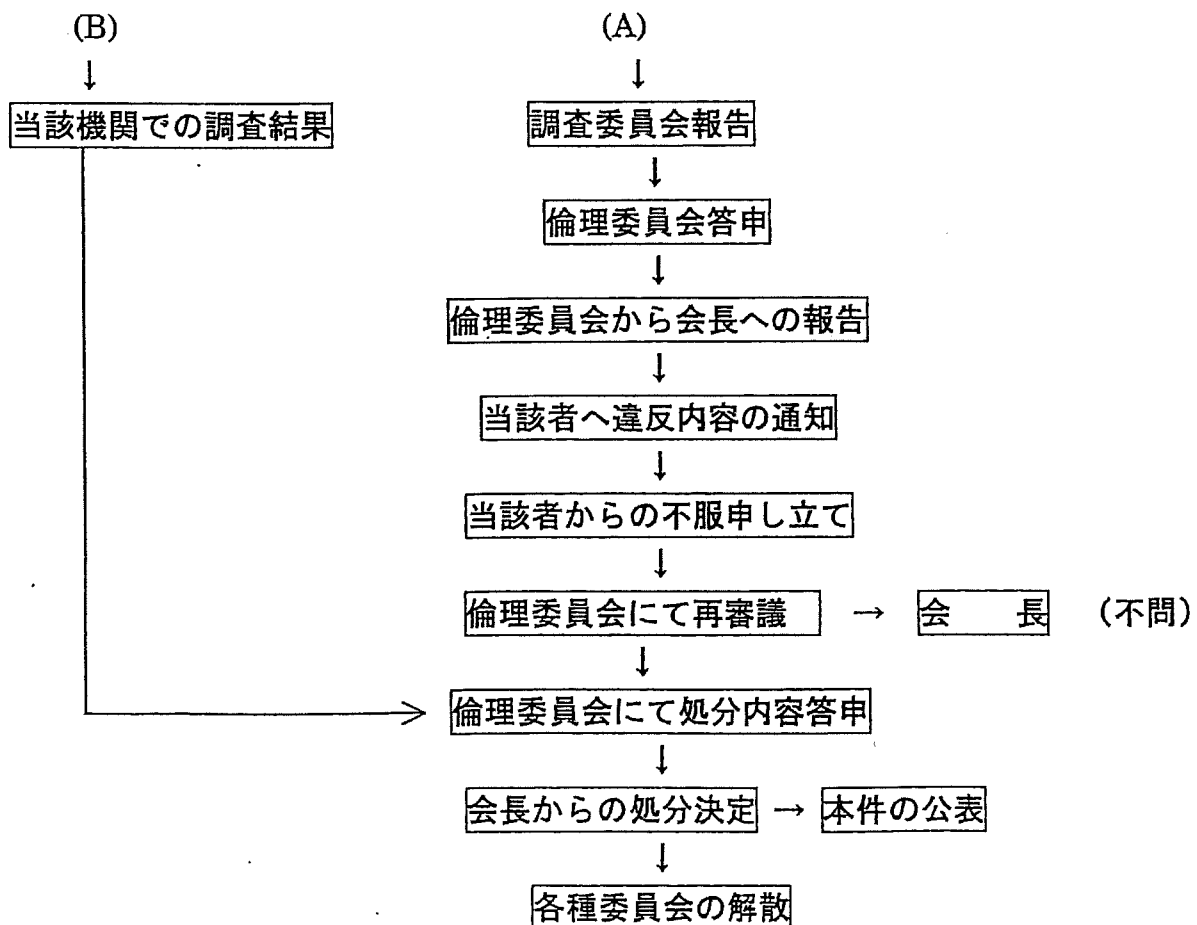
6. 利益相反マネジメント

会員は、その行動に対し利益相反マネジメントに関して十分に注意を払う。

処理の流れ



A)倫理違反の対象が本会に関連した場合(別途参照)には、倫理委員会は調査委員会を設置し調査する。それ以外の場合は(B)、対象者の所属機関での調査に従う。



(参照). 倫理違反の対象物が次のような本会に関連した場合は、本会の責任において調査を行う。

- ① 「高分子」「高分子論文集」「Polymer Journal」などの発行、刊行物に関する事項
- ② 高分子年次大会、高分子討論会、ポリマーフォーラムなどの本会主催の研究発表に関する事項
- ③ 「高分子学会賞」に代表される本会関連する賞
- ④ その他、本会に関する事項